

里親・ふるさと里親の傷害保険について（概要）

川崎市では、里親・ふるさと里親の皆様が児童を受託中に発生する万一の事故に備え、「里親傷害保険」に加入しています。里親・ふるさと里親、受託児童がおケガを負った場合に、この傷害保険が適用されます。万一事故等でおケガを負った際には、速やかにご報告ください。

なお、保険料は川崎市が負担しているため、皆様の自己負担はございません。

□補償の対象：

- ・川崎市認定里親 および 川崎市認定ふるさと里親
- ・上記に受託中の児童（18歳未満が対象。ただし、委託が延長（された場合20歳まで対象とすることが出来ます。）

□補償の内容：

対象の里親・ふるさと里親、そこに受託中の児童が急激かつ偶然な外来による事故によって負ってしまったケガを補償。（日常生活を含み、24時間補償します。）

- 死亡保険金
- 後遺障害保険金（1～3級限定）
- 入院保険金
- 手術保険金

□支払われる主な事故例：

- ・委託児童が暴れ、里親がケガを負った。
- ・里親が外出時に転倒し、ケガを負った。

□このような事故によるケガは対象となりません。

- ・故意、重大な過失
- ・自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- ・地震、噴火またはこれらによる津波
- ・無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができない恐れがある状態での運転
- ・脳疾患、疾病または心神喪失
- ・妊娠、出産、早産または流産 など

□保険金額の限度：

補償の種類	保険金額
死亡保険金	118万円
後遺障害保険金	程度に応じ 死亡保険金の78%～100%
入院保険金・日額	3,000円
手術保険金	(入院時) 30,000円 (外来時) 15,000円
通院保険金・日額	1,000円

□保険金請求の手続き方法：

お支払いの対象となると思われるおケガを負った場合、次の方法でお知らせください。

- ①「事故報告書」に必要事項を記入し、川崎市こども未来局 担当へご提出ください。
- ②担当保険代理店及び保険会社から、ご確認の連絡を取らせて頂きます。
- ③本制度の対象のおケガと確認されましたら、必要書類が送付されますので保険金請求手続きを行います。ご提出された書類の基づき、保険金が支払われます。

この書面では、傷害総合保険をご契約いただくにあたっての重要な事項（「契約概要」「注意喚起情報」等）についてご説明していますので内容を十分にご確認ください。なお、ご契約者と被保険者が異なる場合は、被保険者となる方にもこの重要事項等説明書の内容をお伝えください。また、ご契約の際は、ご家族の方にもご契約の内容をお知らせください。

契約概要 保険商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報 ご契約に際して保険契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項

◆2021年1月1日以降に保険期間が開始するご契約について、個人賠償責任補償等の保険料・補償内容の改定を行っています。

ご契約の内容は、保険種類に応じた普通保険約款・特約によって定まります。この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については「ご契約のしおり・約款集」に記載しています。必要に応じて損保ジャパン公式ウェブサイトをご参照いただくか、取扱代理店または損保ジャパンまでご請求ください。

①「ご契約のしおり・約款集」はご契約後、保険証券とともにお届けします。

 このマークに記述の項目は、ご契約のしおり・約款集に記載されています。

用語のご説明

「ご契約のしおり・約款集」にも「用語のご説明」が記載されていますので、ご確認ください。

 先述同様、先述同様

【約款に関する用語】

用語	ご説明
普通保険約款	基本となる補償内容および契約手続等に関する原則的な事項を定めたものです。
特約	オプションとなる補償内容など普通保険約款に定められた事項を特別に補充・変更する事項を定めたものです。

 このマークに記述の項目は「ご契約のしおり・約款集」に記載されています。

【補償の対象者等に関する用語】

用語	ご説明
契約者	保険会社に保険契約の申込みをする方をいいます。契約が成立すれば、保険料の支払義務を負うこととなります。
被保険者	保険の対象となる方のことをいいます。
配偶者	婚姻の相手方をいい、内縁の相手方 ^(※1) および同性パートナー ^(※2) を含みます。 ^(※1) 内縁の相手方とは、婚姻の届出をしていないために、法律上の夫婦と認められないものの、事実上婚姻関係と同様の事情にある方をいいます。 ^(※2) 同性パートナーとは、戸籍上の性別が同一であるために、法律上の夫婦と認められないものの、婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方をいいます。 ^(注) 内縁の相手方および同性パートナーは、婚姻の意思（同性パートナーの場合は、パートナー関係を将来にわたり継続する意思）をもち、同居により婚姻関係に準じた生活を営んでいる場合にかぎり、配偶者を含みます。
親族	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。

【その他】

用語	ご説明
他の保険契約等	個人用傷害所得総合保険、傷害総合保険、普通傷害保険、家族傷害保険、交通事故傷害保険、ファミリー交通傷害保険、積立傷害保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
被害事故	第三者による加害を目的とする事故またはひき逃げ事故等をいいます。
保険金	被保険者が所定のお支払事由に該当された場合に、保険会社がお支払いする金銭のことです。
保険金額・保険金日額	ご契約いただいた保険契約で保険金をお支払いする事由に該当された場合に、保険会社がお支払いする保険金の額または限度額のことです。その金額は、保険契約者と保険会社との契約によって定められます。
保険料	保険契約者が保険契約に基づいて損保ジャパンに払い込むべき金銭をいいます。
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。

(3) 保険金をお支払いしない主な場合 **契約概要** **注意喚起情報**

保険金をお支払いしない主な場合は、次のとおりです。詳しくは、普通保険約款・特約をご参照ください。

保険金の種類	保険金をお支払いしない主な場合
死亡保険金 後遺障害保険金 入院保険金 手術保険金 通院保険金 介護保険金	<ul style="list-style-type: none"> ■故意または重大な過失 ■自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ■戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ■頭(けい)部症候群(いわゆる「もちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの ■地震、噴火またはこれらによる津波 ■無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または心神喪失 ■妊娠、出産、早産または流産 ■外科的手術その他の医療処置 ■ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、航空機操縦(職務で操縦する場合を除きます。)、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている事故 ■自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行(これらに準ずるもの練習を含みます。) ■の間の事故 <p>(※) 天災地災の特約特約がセットされている場合は、お支払いの対象となります。</p>
被害事故補償保険金	<ul style="list-style-type: none"> ■故意または重大な過失 ■自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ■戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ■頭(けい)部症候群(いわゆる「もちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの ■地震、噴火またはこれらによる津波 ■被害事故が発生させた方が、次のいずれかに該当する場合、被保険者の配偶者、被保険者の直系血族、被保険者の親族のうち3親等内の方、被保険者の同居の親族

(4) 主な特約の概要 **契約概要**

主な特約の概要は、次のとおりです。下記特約の詳細および下記に記載のない特約については、普通保険約款・特約をご参照ください。

<主な特約>

特約の種類	保険金をお支払いする主な場合
個人賠償責任補償特約 (任意セット特約)	<p>日本国内または国外において、被保険者(※1)が次の①から④までのいずれかの事由により法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金および費用(訴訟費用等)の合計金額をお支払いします(自己負担額はありませぬ)。ただし、1回の事故につき損害賠償金は個人賠償責任の保険金額を限度とします。</p> <p>なお、賠償金額の決定には、事前に損保ジャパンの承認を必要とします。</p> <p>①住宅の所有・使用・管理に起因する偶然な事故により、他人にケガなどをさせた場合や他人の財物を壊した場合</p> <p>②被保険者(※1)の日常生活(住宅以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。)に起因する偶然な事故(例：自転車運転中の事故など)により、他人にケガなどをさせた場合や他人の財物を壊した場合</p> <p>③日本国内で受託した財物(受託品)(※2)を壊したり盗まれた場合</p> <p>④誤って線路に立ち入ったことなどにより電車等(※3)の運行不能にさせた場合</p> <p>(※1) の特約における被保険者は次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> 本人 本人の配偶者 本人またはその配偶者の同居の親族 本人またはその配偶者の別居の未婚の子 本人が未成年者または責任能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する方(本人の親族にかぎりません。) <p>⑤ ①から④までのいずれかの方が責任能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任能力者を監督する方(その責任能力者に関する事項にかぎりません。) <p>⑥ ①から④までのいずれかの方が本人またはその配偶者との婚姻が破綻した原因と関係した事故発生時に限るものをいいます。</p> <p>(※2) 次のものは「受託品」に含まれません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■携帯電話、スマートフォン等の携帯型通信機器、ノート型パソコン等の携帯型電子事務機器およびこれ等の付属品 ■コンタクトレンズ、眼鏡、サングラス、補聴器 ■銃や刃物 ■盗難に準ずる物 ■動物、植物 ■自動車、ハンググライダー、パラグライダー ■オートバイ、水上バイク、ボードおよびカヌーを含みます。 ■航空機、自動車(ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。)、バイク、原動機付自転車、雪上オートバイ、ゴルフカートおよびこれ等の付属品 ■酒類、預貯金証書、株券、手形その他の有価証券 ■印紙、切手、収入印紙、郵券 ■現金、宝石、貴金属、美術品 ■クレジットカード、ローンカード、プリペイドカードその他これらに準ずる物 ■ドローンその他の無人航空機および模型航空機ならびにこれ等の付属品 ■山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング等の危険な運動等を行っている際のその運動等のための用具 ■データやプログラム等の無体物 ■1個もしくは1組または1対で100万円を超える物 <p>(※3) 「電車等」とは、汽車、電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用車をいいます。</p> <p>(※4) 日本国内において発生した個人賠償責任補償特約の請求対象となる事故については、損保ジャパンが示談交渉をお引き受けし事故の解決にあたる「示談交渉サービス」がご利用いただけます。</p> </p>

特約の種類	保険金をお支払いする主な場合
旅行品損害補償特約 (任意セット特約)	<p>偶然な事故により旅行品に損害が生じた場合に、被害物の再調達価額を基準に算出した損害額から免責金額(1回の事故につき9,000円)を差し引いた金額をお支払いします。ただし、保険期間を満了し、旅行品損害補償の保険金額を限度とします。</p> <p>(※1) 貴重品等、酒類、小切手、原簿または切手については合計して5万円を損害額の限度とします。</p> <p>(※2) 次のものは保険の対象となりません。</p> <p>船舶(ヨット、モーターボート等を含みます。)、自動車、原動機付自転車、自転車、ハンググライダー、サーフボード、ラジコン模型、ドローン、義歯、義肢、補聴器、動物、植物、有価証券(小切手は除きます。)、クレジットカード、プリペイドカード、現金、設計書、携帯電話、スマートフォン等の携帯型通信機器、ノート型パソコン等の携帯型電子事務機器、コンタクトレンズ、眼鏡、サングラス など</p>

(5) 補償重複について **注意喚起情報**

「個人賠償責任補償特約」「旅行品損害補償特約」「救護者費用等補償特約」「ホールインワン・アルパトロス費用補償特約」等を複数のご契約(※1)にセットされた場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金をお支払われない場合があります。ご契約にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください(※2)。

(※1) 傷害総合保険以外のご契約にセットされる特約や他社のご契約を含みます。

(※2) 1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により補償対象者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

<補償重複となる可能性がある主な補償・特約>

今回ご契約いただく補償	補償の重複が生じる他のご契約の例
① 傷害総合保険の個人賠償責任補償特約	自動車保険・火災保険の個人賠償責任特約
② 傷害総合保険の旅行品損害補償特約	火災保険の旅行品損害補償特約

(6) 保険金額の設定 **契約概要**

■保険金額の設定にあたっては、次の①、②にご確認ください。

①お客さまが実際に契約する保険金額については、申込書の保険金額欄、普通保険約款・特約等をご確認ください。

②各保険金額・日額には、引受けの限度額があります。保険金額・日額は、被保険者の年齢・年取などに照らして適正な額となるように設定してください。なお、次のいずれかに該当する場合、ご契約いただける死亡・後遺障害保険金額は他の保険契約等と通算して1,000万円が上限となることがあります。

- ・被保険者が保険期間の初日において満15歳未満である場合
- ・ご契約者と被保険者が異なるご契約において被保険者の同意(署名・捺印)がない場合

(7) 保険期間および補償の開始・終了時期 **契約概要** **注意喚起情報**

■保険期間：1年間(1年未満の短期契約も可能です。)

■補償の開始：始期日の午後4時(これと異なる時刻が申込書に記載されている場合は、その時刻)

■補償の終了：満期日の午後4時

(8) 保険料の決定の仕組みと払込方法等

- ①保険料決定の仕組み **契約概要**
- 保険料は、保険金額、保険期間、補償範囲、お仕事の内容等によって決定されます。また、実際にご契約いただくお客さまの保険料につきましては、申込書をご確認ください。
 - 最低保険料は1,000円です。ただし、ご契約内容によって異なる場合があります。
- ②保険料の払込方法 **契約概要** **注意喚起情報**
- 保険料の払込方法は、ご契約と同時に全額をお支払いいただく一時的払込と、複数の回数に分けてお支払いいただく分割払があります。
 - ご契約の保険料は、口座振替で払込むことができます(現金等により払い込むことも可能です。)。ただし、契約内容によりご選択いただけない払込方法があります。
- 【ご契約時に保険料を払い込む方法の場合】
- 保険期間が始まった後でも、始期日から取扱代理店または損保ジャパンが保険料を徴収するまでの間に生じた事故に対しては、保険金をお支払いしません。

③保険料の払込猶予期間等の取扱い **注意喚起情報**

分割払でご契約の場合、第2回目以降の分割保険料は、申込書記載の払込期日^(※)までにお支払いください。なお、分割保険料が払込期日の属する月の翌月末日を超過してもお支払いがない場合は、払込期日の翌日以後に発生した事故によるケガ・損害に対しては保険金をお支払いできません。ただし、分割保険料のお支払いがなかったことにご契約者の故意または重大な過失がなかったと損保ジャパンが認められた場合は、払込猶予期間を払込期日の翌々月の25日まで延長します。また、所定の払込猶予期間中に分割保険料のお支払いがない場合、または2か月連続して払込期日に分割保険料のお支払いがない場合は、ご契約を解除することがあります。

(※) 口座振替の場合、金融機関所定の振替日が保険料払込期日となります。

(9)満期返れい金・契約者配当金 **契約概要**

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

2 契約締結時におけるご注意事項

(1)告知義務 **注意喚起情報** (申込書の記載上のご注意事項)

ご契約者または被保険者には、告知事項^(※)について、事実を正確にご回答いただく義務(告知義務)があります。

(※) 危険に関する重要な事項のうち、申込書の記載事項とすることによって損保ジャパンが告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。

<告知事項> この保険の普通保険約款における告知事項は、次のとおりです。

- ★被保険者ご本人の職業または職務
- ★他の保険契約等の加入状況

■交通傷害危険のみ補償特約等をセットされたご契約における「被保険者ご本人の職業または職務」等、お引受けの条件によりご回答が不要となる告知事項があります。また、セットされる特約やお引受けの条件により告知事項を定めている場合があります。詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

■口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。

■告知事項について、事実を記入されなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

■「告知義務違反」によりご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、保険金をお支払いできません。ただし、「保険金の支払事由」と「解除原因となった事実」に因果関係がないときは、保険金をお支払いします。

 申込書のご記入にあたっての注意事項(告知義務)

(2)クーリングオフ **注意喚起情報**

この保険は保険期間が1年以下であり、クーリングオフ(契約申込みの撤回等)ができません。

(3)死亡保険金受取人 **注意喚起情報**

死亡保険金は被保険者の法定相続人にお支払いします。死亡保険金受取人について特定の方を定める場合は、所定の方法により被保険者の同意の証明手続きが必要です。また、企業等を死亡保険金受取人とする場合は、被保険者となる方に、この保険の加入についてご家族等に対し説明していただくようお願いください。

3 契約締結後におけるご注意事項

(1)通知義務等 **注意喚起情報**

①職業または職務を変更された場合

保険証券記載の職業または職務を変更された場合(新たに職業に就かれた場合または職業をやめられた場合を含みます)は、ご契約者または被保険者には、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知いただく義務(通知義務)があります。ただし、お引受けの条件によりご通知が不要となることがあります。

■変更前と変更後の職業または職務に対して適用される保険料に差額が生じる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。追加保険料のお支払いがなかった場合やご通知がなかった場合は、ご契約を解除することや、保険金を削減してお支払いすることがあります。

■この保険では、下欄記載の職業については、お引受けの対象外としています。このため、上記にかかわらず、職業または職務の変更が生じ、これらの職業に就かれた場合は、ご契約を解除しますので、あらかじめご了承ください。ご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、変更の事実が生じた後に発生した事故によるケガに対しては、保険金をお支払いできません。

プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます)、カヌーその他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

(注) 団体契約における被保険者の人数の増減や、上層以外にもセットされる特約やお引受けの条件により通知義務を定めている場合があります。詳細はご契約のしおり、普通保険約款・特約をご確認ください。

②住所または通知先を変更された場合

保険証券記載の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ご通知がない場合は、重要なお知らせやご案内ができないこととなります。

③上記以外のご契約内容の変更を希望される場合

ご契約内容の変更を希望される場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。

 この保険のよくあるご質問についてはこちら

(2)解約返れい金 **契約概要** **注意喚起情報**

ご契約を解約される場合は、取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。なお、解約に際しては、ご契約時の条件により、ご契約の保険期間のうちいまだ過ぎていない期間の保険料を解約返れい金として返還することがあります(通算短期率適用契約に関する特約をセットされた場合等、解約返れい金がないこともあります)。また、返還される保険料があっても多くの場合でお支払いいただいた保険料の合計額より少ない金額となりますので、ご注意ください。

(3)被保険者による解除請求 **注意喚起情報**

被保険者が保険契約者以外の方で、一定の条件に合致する場合は、被保険者は保険契約者にご契約の解除を請求することができます。被保険者から解除のお申し出があった場合は、ご契約者は、ただちに取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。

(4)重大事由による解除

保険金を支払わせる目的でケガをさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

(5)他の身体障害または疾病の影響について

すでに存在していたケガや後遺障害、疾病の影響などにより、保険金をお支払いするケガの程度が重くなったときは、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払いします。

4 このページに関するお問い合わせ先

4 その他ご留意いただきたいこと

(1) 取扱代理店の権限 **注意喚起情報**

取扱代理店は損保ジャパンとの委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結、保険料の徴収、保険料領収証の交付、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいで有効に成立したご契約につきましては、損保ジャパンと直接契約されたものとなります。

(2) 保険会社破綻時等の取扱い **注意喚起情報**

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで（ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額）が補償されます。

(3) 個人情報の取扱いについて **注意喚起情報**

損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、保険引受・支払いの判断、本契約の履行、付帯サービスの提供、損害保険等損保ジャパンの取り扱い商品・各種サービスの案内・提供、アンケートの実施、等を行うこと（以下、「当社業務」といいます。）に利用します。また、下記①から④まで、当社業務上必要とする範囲で、取得・利用・提供または登録を行います。

①損保ジャパンが、当社業務のために、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、等に提供を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあります。なお、これらの者には外国にある事業者等を含みます。

②損保ジャパンが、保険制度の健全な運営のために、一般社団法人日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、他の損害保険会社、等に提供もしくは登録を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあります。

③損保ジャパンが、再保険契約の締結や再保険金等の受領のために、国内外の再保険会社等に提供を行うこと（再保険会社等から他の再保険会社等への提供を含みます。）があります。

④損保ジャパンが、国内外のグループ会社や提携先会社に提供を行い、その会社が取り扱い商品・サービスの案内・提供およびその判断等に利用することがあります。

なお、保健医療等のセンシティブ情報（人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪被害事実等の要配慮個人情報を含みます。）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

損保ジャパンの個人情報の取扱いに関する詳細（国外在住者の個人情報を含みます。）、グループ会社や提携先会社、等については損保ジャパン公式ウェブサイト（<https://www.sompo-japan.co.jp/>）をご覧ください。

(4) 更改契約について **契約概要**

告知の内容や事故の発生等によりご契約のお引受けをお断りすることや、お引受けの条件を制限することがあります。

(5) 事故が起こった場合

●事故が発生した場合は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。事故の発生の日からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の金額または一部をお支払いできないことがあります。

●保険金の請求を行うときは、保険金請求書に加え、普通保険約款・特約に定める書類のほか、「ご契約のしおり・約款集」の「保険金ご請求の手続き」に記載の書類等をご提出いただく場合があります。

●ケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払いの対象となる場合もあります。損保ジャパン・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。



五社の保険会社による共有保険契約を締結される場合
ご契約内容、事故報告内容の登録および確認について

保険会社等の相談・苦情・連絡窓口 ◆おかけ間違いにご注意ください。		
<p>●損保ジャパンへの相談・苦情・お問い合わせ ご契約内容の詳細や事故に関するお問い合わせは、取扱代理店・営業店・保険金サービス課へお取次ぎさせていただく場合がございます。</p> <p>【窓口：カスタマーセンター】 0120-888-089</p> <p><受付時間> 平日：午前9時～午後8時 土日祝日：午前9時～午後5時 (12月31日～1月3日は休業) <公式ウェブサイト> https://www.sompo-japan.co.jp/</p>	<p>●保険会社との間で問題を解決できない場合（指定紛争解決機関） 損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。</p> <p>【窓口：一般社団法人日本損害保険協会「そんぽADRセンター」】 0570-022808 <通話料有料></p> <p><受付時間> 平日：午前9時15分～午後5時 (土・日・祝日・年末年始は休業) 詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。 (https://www.sompo.or.jp/)</p>	<p>●事故が起こった場合 事故が起こった場合は、ただちに下記窓口または取扱代理店までご連絡ください。</p> <p>【窓口：事故サポートセンター】 0120-727-110</p> <p><受付時間> 24時間365日</p>

里親・ふるさと里親の賠償責任保険について

川崎市では、里親及びふるさと里親の皆様が児童を受託中に発生する万一の事故に備え、「里親賠償責任保険」に加入しています。

里親及びふるさと里親の過失による受託児童のケガや死亡、受託児童が第三者に損害、損傷を与えた場合等、里親・ふるさと里親又は受託児童に賠償責任が生じる場合に、この損害賠償責任保険が適用されます。事故の状況・原因によっては対象外となることもありますので、万一事故が発生した場合には、速やかにご報告ください。

なお、保険料は川崎市が負担しているため、皆様の自己負担はございません。

1 里親賠償責任保険とは

(1) 賠償責任保険（施設所有管理者賠償責任保険＋生産物賠償責任保険）

日本国内において、里親（ふるさと里親を含む。以下同）の過失による児童のケガや死亡、里親が供与した飲食物に起因する児童の中毒事故、児童が第三者に損害、損傷を与えた場合で、里親又は児童に損害賠償責任が生じる場合、里親が法律上負うべき損害賠償金や訴訟費用等を保険金として里親に代わってそれらを補うための保険です。

【注】責任能力のある児童（一般的に12歳以上）の行為による賠償責任保険は、里親の責任とならないため、補償できません。この場合、後述の「個人賠償責任保険」に別途加入することになります。

(2) 個人賠償責任保険（12歳以上の児童が加入対象）

日本国内において、責任能力のある児童が、日常生活中に他人にケガを負わせたり、他人のものをこわしてしまっただけにより、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償する保険です。

上記二つの保険は、川崎市子ども未来局（以下、「市」）が里親に代わり保険契約を締結しますので、里親は締結が行われた時点で自動的にこの保険に加入したことになります。また、保険料については市が全額を負担しますので、里親に対し、その負担を求めることはありません。なお、お支払対象となる事故があった場合、保険金額に別途免責（自己負担額）が設定されています。（詳しくは、5 賠償責任額の限度をご覧ください。）

2 保険加入の対象（被保険者）

(1) 賠償責任保険（施設所有管理者賠償責任保険＋生産物賠償責任保険）

- ・川崎市認定里親家庭 及び
- ・川崎市認定ふるさと里親家庭

(2) 個人賠償責任保険

- ・12歳以上の里子児童（ふるさと里親を含む）

【注】12歳未満の児童は、児童本人に責任能力がないと解され、里親に賠償責任が発生するため、里親の賠償責任保険で対応します。

3 事故例

(1) 賠償責任保険（施設所有管理者賠償責任保険＋生産物賠償責任保険）の例

- ・里親の不注意により、里子児童が道路に飛び出し、交通事故にあつてケガをした。
- ・里親が調理した飲食物が原因で、里子児童が食中毒になった。
- ・移動中、里親のミスで里子児童が、バランスを崩し負傷した。

(2) 賠償責任保険及び個人賠償責任保険の例

- ・里子児童が、外で遊んでいて他人の家の窓ガラスを割り、賠償請求をされた。
- ・旅行中、里親が目を離した隙に里子児童が展示物を壊してしまった。
- ・里子児童が、来訪されている方の車に、誤って傷を付けてしまった。
- ・里子児童が、目を離した隙に一緒に遊んでいた子どもにケガを負わせてしまった。

- ・里子児童が、自転車で走行中、歩行者にぶつかりケガをさせた。
- ※これはあくまでも一例ですので、同じような賠償請求でも状況、原因等によって対象とならない場合もありますのでご注意ください。

4 このような事故 等は対象となりません

- (1)賠償責任保険（施設所有管理者賠償責任保険＋生産物賠償責任保険）
 - ・里親に責任のない事故
 - ・12歳以上の里子児童に責任のない事故
- (2)賠償責任保険（施設所有管理者賠償責任保険＋生産物賠償責任保険）及び個人賠償責任保険
 - ・故意（けんか等）により発生した事故
 - ・里親の所有物や、使用する物が壊れたり、無くなったりした場合
 - ・地震、津波、噴火、洪水などの天災により発生した場合
 - ・戦争、変乱、暴動、騒じょう、または労働紛争により発生した場合
 - ・排水、排気（煙を含む）に起因して生じた事故
 - ・航空機・自動車・車両の所有・使用・管理に起因する事故

5 損害賠償額の限度

賠償責任保険 （施設所有管理者賠償責任保険＋生産物賠償責任保険） 【対象：里親・ふるさと里親】		支払限度額	一事故の 免責額
施設所有管理者賠償責任保険 （賠償責任保険普通保険約款 賠償責任保険追加条項 施設所有管理者特約条項）	対人・対物 一事故	5,000万円	1,000円 （里親負担）
生産物賠償責任保険 （賠償責任保険普通保険約款 賠償責任保険追加条項 生産物特約条項）	対人・対物 期間中	5,000万円	

個人賠償責任保険 【対象：12歳以上の児童】		支払限度額	一事故の 免責額
日常賠償責任保険	対人・対物	5,000万円	なし

6 事故が発生したら（保険手続きの方法）

里親側に責任があると思われる事故が発生した場合は、次の方法でお知らせください。

- ① 「事故発生報告書」に必要事項を記入し、川崎市 こども未来局 担当へ提出してください。
なお、物損事故の場合、事故時の写真が必要になってきますので、損害状況のわかる写真を撮影しておくようお願いいたします。
- ② 担当保険代理店及び保険会社が、詳しい調査を行い本制度適用事故かどうかの調査を行わせて頂きます。
- ③ 本制度対象の事故と判断された場合、必要書類が送付されますので保険請求手続きを行います。送付された書類に基づき審査のうえ、保険金が支払われます。
- ④ 事故の処理が完了しましたら「事故完了報告書」に必要事項を記入し、担当保険代理店までご提出してください。

【注】「事故完了報告書」は事故の処理状況を知るための大切な書類です。
報告した事故が保険対象とならなかった場合も、必ず提出してください

- ※ 事故が発生した場合、報告書は 10 日以内に川崎市 こども未来局担当へ提出するようお願いします。また、被害者との間で賠償額を決定（示談）する場合には、必ず事前にご相談ください。承認がないまま被害者に対して損害賠償の全部または一部の承認をされた場合には、約款の規程により保険金が支払われないことがありますので、ご注意ください。

※保険会社による相手方との代行交渉はできません。（相手方と保険会社で直接やり取りをすることができません）
相手方との進め方について里親から保険会社へ相談することは可能です。

7 稼働実績報告

毎月の稼働実績（住所氏名を含む委託状況）を保険会社へ報告しますので、ご了承ください。

保険に対する連絡・問い合わせ先

- ① 「川崎市 こども未来局」(児童家庭支援・虐待対策室 児童福祉担当)
所在地：〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1
(担当) 名原(なはら) 電話 044-200-2929 FAX 044-200-3638
- ② 「(株)アレーター」(損害保険ジャパン 代理店)
所在地：〒221-0044 横浜市神奈川区東神奈川1-8-7-202
(担当) 地下(ぢげ) 電話 045-444-3039 FAX 045-444-3040
- ③ 「損害保険ジャパン(株)」(横浜支店 営業第三課)
所在地：〒231-0007 横浜市中区弁天通り5-70
電話 045-201-6720

身体賠償事故が発生した場合には、敏速にお見舞い等の誠意ある行動を起こして頂きますと、その後の示談解決等がスムーズに進む傾向があります。

なお、保険会社は直接被害者との示談代行を行うことはできません。また、お見舞い等に要した費用は、保険金お支払いの対象外となりますのでご注意ください。